

随意契約（相手方指定）調書

件名	学校夜間管理業務委託	No.5200198
工（納）期	令和5年3月31日	
契約締結日	令和4年4月1日	
契約金額	推定総額50,836,714円（消費税込み）	

契約相手方	公益社団法人 荒川区シルバー人材センター (法人番号：9011505001507)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考	単価契約	

## 業者選定理由書

件名	学校夜間管理業務委託
指名業者 (案)	名称 公益社団法人 荒川区シルバー人材センター 所在地 東京都荒川区東尾久四丁目3番7号 代表者 会長 寺澤 武
特命理由	<p>本件は、区立小中学校の夜間来校者の対応及び学校施設の管理等の業務を行うものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記法人を契約相手方と指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号において、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合は、随意契約を締結することができるとの規定がある。</li><li>② 上記法人は、荒川区在住の高齢者が会員となっている公益社団法人であり、本件を受託することで、健康で働く意欲のある高齢者に就業機会を提供することになる。</li><li>③ 上記業者は、平成18年度から本件業務を引き続き受託しており、主管課において行われた令和元年度の履行状況評価においては、最終評定で優良との評価を得ている。</li></ol> <p>以上のことから、上記法人を相手方とした随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第3号 (高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約)